

鹿屋市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 日

鹿屋市長

鈴 原 和 男

鹿屋市条例第 18 号

令和 8 年 7 月 3 日 議 決

議案第40号

鹿屋市印鑑条例の一部改正について

鹿屋市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和8年6月12日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市印鑑条例の一部を改正する条例

鹿屋市印鑑条例（平成18年鹿屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条の2中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

多機能端末等による印鑑登録証明書の交付申請において、特定在留カード等の利用に関する規定を定めるため、本案を提出するものである。